

平成31年6月以降に徳島市が発注する
「解体工事」の競争入札に参加するための手続きの流れ

- (1) 平成31年1月に予定している、徳島県が共同受付で実施する平成31・32年度競争入札参加資格審査受付（以下「平成31年度共同受付」という。）の申請までに、「解体工事」の経営事項審査を終了してください。

平成31年1月時点の最新の経営事項審査において、「解体工事」の受審が確認できない場合は、「解体工事」の格付けを取得できないため注意してください。

- (2) 平成31年6月以降に解体工事の指名競争入札における指名を受けるためには、共同受付の申請とは別に、徳島市に「新規指名要望書」を提出してください。

※ ただし、平成31年5月までに徳島市が実施する解体工事における競争入札参加資格審査申請を行い、認定通知書を受理している業者については、「新規指名要望書」の提出は不要です。

- (3) アスベストを含む工事の指名競争入札に参加を希望する場合は、共同受付の個別審査資料として、徳島市に「解体工事技術者届（仮称）」を提出してください。

「解体工事技術者届（仮称）」については、以降の共同受付の申請の際に、継続して提出が必要となります。